

愛媛労働局発表

平成 28 年 8 月 29 日

【照会先】

【担当】

愛媛労働局労働基準部 健康安全課
健康安全課長 荒瀬 雅夫
主任衛生専門官 大西 健一
電話 089-935-5204 (内線 470)

報道関係者 各位

10月1日から7日まで平成28年度全国労働衛生週間が実施されます

(準備期間は9月1日から30日まで)

本年度のスローガンは、

「健康職場 つくる まもるは みんなが主役」

- 厚生労働省では、10月1日(木)から7日(水)まで、「健康職場 つくる まもるは みんなが主役」をスローガンに、平成28年度「全国労働衛生週間」を実施します。
- 全国労働衛生週間は、労働衛生意識の高揚と事業場における自主的な労働衛生管理活動の促進を目的に昭和25年から毎年実施しているもので、今年で67回目を迎えます。
- 各職場で職場巡視やスローガン掲示、労働衛生に関する講習会・見学会の開催など、さまざまな取組を展開します。

1 労働衛生を取り巻く状況

労働者の健康を巡る問題を見ると、定期健康診断の際に何らかの所見のあった人の比率(有所見率)は、平成27年は、全国で53.6%、愛媛では50.8%となっており、所見項目別では、高齢化社会の進展等から、高血圧、心疾患、肝機能障害、糖尿病等の生活習慣病に関連する有所見率が高くなっています。

また、平成27年度の過労死等の労災補償支給決定件数は、脳・心臓疾患に関する事案が全国で251件、愛媛で1件、精神障害事案が全国で472件、愛媛で1件となっており、うち自殺事案は全国で93件、愛媛では1件となっています。

さらに、内閣府発表による自殺者数は、平成27年は、愛媛県において289人で、その約4分の1(24.9%)は被雇用者・勤め人となっています。このような状況から職場におけるメンタルヘルス対策の重要性はますます増大しているところです。

このため、労働者の健康確保対策として、平成26年6月に公布された改正労働安全衛生法において、ストレスチェック制度によるメンタルヘルス対策の一層の充実、化学物質に対するリスクアセスメントの実施による化学物質管理、職場における受動喫煙防止対策等が推進されることとなり、さらに平成26年11月に施行された過労死等防止対策推進法及び「過労死等の防止のための対策に関する大綱」(平成27年7月閣議決定)に基づき、過労死等がなく、仕事と生活を調和させ、健康で充実して働き続けることのできる社会の実現に寄与することが求められています。

さらに、平成28年6月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」に基づき、疾病を抱える労働者の治療と職業生活の両立支援対策が求められています。

本年の全国労働衛生週間は、これらの背景を踏襲し「健康職場 つくる まもるは みんなが主役」をスローガンとして実施されるものです。

なお、平成25年6月に閣議決定された「日本再興戦略」のロードマップにおいては「健診受診率の向上」が目標として掲げられており、全国労働衛生週間準備期間である9月は「職場の健康診断実施強化月間」としての取組も行うこととしています。

2 実施期間

本週間 平成28年10月1日(土)から10月7日(金)まで

準備期間 平成28年9月1日(木)から9月30日(金)まで

3 実施要綱

別添のとおり

4 期間中に行う取組み

- (1) 愛媛労働局管内の各労働基準監督署では、準備期間中の9月に県下6会場で開催される「全国労働衛生週間説明会」(イベント案内参照)において、全国労働衛生週間実施要綱のほか、健康診断の実施とその事後措置の徹底など働く人の健康確保対策についての説明を行います。
- (2) 本週間中の平成28年10月4日(火)午後1時30分から松山市総合コミュニティセンターカメラホールにおいて愛媛産業安全衛生大会が開催されます。
- (3) 愛媛労働局では、産業保健分野全般について研修・専門的相談等の事業を行っている独立行政法人労働者健康安全機構・愛媛産業保健総合支援センター及び地域窓口を積極的に活用し、各事業場においてメンタルヘルス対策や過重労働による健康障害防止対策の推進等を含む日常の労働衛生活動の総点検を行うなど、労働衛生水準の向上を図る取組を行うよう呼びかけています。

＊

○ 独立行政法人労働者健康安全機構・愛媛産業保健総合支援センター

所在地：松山市千舟町4-5-4 松山千舟454ビル2階

電話 089-915-1911 <http://ehime-sanpo.jp>

愛媛産業保健総合支援センターでは、産業医、産業看護職、衛生管理者等の産業保健関係者を支援するとともに、事業主等に対し職場の健康管理への啓発を行うことを目的として、産業保健分野全般について研修・専門的相談等の事業、働く人の心の健康対策に取り組む事業場のために、メンタルヘルス対策全般についての無料相談や、事業場の依頼により直接訪問して、メンタルヘルス対策の実施について専門家がアドバイスをを行っています。

また、松山・新居浜・四国中央・今治・八幡浜・宇和島に地域窓口を設け、労働者数50人未満の小規模事業場で働く人を対象として、労働安全衛生法に定められている健康診断の結果に対する医師の意見聴取、有所見者の保健指導、メンタルヘルスの相談・指導、長時間労働者への面接指導などのサービスを無料で実施しています。

別添1 平成28年度全国労働衛生週間実施要綱

別添2 「職場の健康診断強化月間」の取組について

資料 全国労働衛生週間関係統計資料

【リーフレット】

第67回全国労働衛生週間